

# 約 款

独立行政法人 国立成育医療研究センター 臨床検査部 高度・先進検査室（以下「当検査室」という）は、下記の条項により遺伝学的検査を受託します。

## 第 1 条（指針の遵守）

1. 当検査室は、社団法人日本衛生検査所協会により策定された「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」〈平成 13 年 4 月 10 日策定/平成 16 年 9 月 16 日改正/平成 19 年 4 月 1 日改正/平成 23 年 10 月 1 日改正〉を遵守します。
2. 委託者は、日本医学会により策定された「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」〈平成 23 年 2 月 18 日策定〉、および厚生労働省により策定された「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドライン」〈平成 16 年 12 月 24 日/平成 18 年 4 月 21 日改正/平成 22 年 9 月 17 日改正〉を遵守するものとします。

## 第 2 条（定義）

本約款が対象とする遺伝学的検査は、前条の指針で定義する検査（以下「本検査」という）をいいます。

## 第 3 条（本検査の委託者）

当検査室は、本検査の有する倫理的・法的・社会的特性に鑑み、第 1 条に定める指針を尊重する医療機関より本検査を受託します。

## 第 4 条（本検査の実施）

本検査の実施は、当検査室で定める検査実施基準により行い、その結果は所定の様式により報告します。

## 第 5 条（依頼の要領）

1. 委託者は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等必要事項を別に定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して当検査室に交付するものとします。
2. 委託者は、検体を指定の保存方法で保存し、良好な状態で所定の検体容器により当検査室に交付するものとします。

## 第 6 条（受託者の義務）

当検査室は、本検査の医療における重要性を認識し、その精度の向上に努め、前記検査実施基準に従い、委託者に対し速やかに結果を報告します。

## 第 7 条（指針の尊重）

委託者は、本検査の委託に際し、被検者の自由意思による同意を文章により責任をもって得るものとします。また委託者は第 1 条に定める指針を尊重するものとします。

## 第 8 条（再検査）

検査結果に疑義があるときは、当検査室は委託者の指示に従い直ちに調査を行い、検体の保管期間内であるときは、必要に応じて再検査を行います。

#### 第9条（検査の中止）

委託者は、検査終了以前に、依頼した検査の一部または全部の中止を申し出ることができ、この場合、当検査室は直ちに検査を中止します。

#### 第10条（免責事項）

前記検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、又は検査の技術的境界、その他当検査室の責めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、当検査室は免責されるものとします。但し、技術的可能な場合には、当検査室は再検査を行います。

#### 第11条（検体の保管・処分）

当検査室は、委託者から受けた検体を本約款に定める検査の目的にのみ使用します。

当検査室は、委託者から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、別に定める期間、検体を保管します。

当検査室は、前項の保管期間を経過した検体を、慎重かつ適正に処分します。

但し、保管期間を経過した検体の一部は個人情報 that 特定されない状態にした後、検査の精度の維持及び向上のための管理試料として用いることがあります。

#### 第12条（秘密保持）

当検査室は、患者の個人情報の保護に遺憾のないように配慮するものとし、業務上知り得た内容に関して、一切の守秘義務を負うものとします。

#### 第13条（協議）

本約款条項の解釈に疑義が生じたとき、及びこの約款に定めのない事項については、委託者と当検査室は誠実に協議して解決するものとします。

2013年1月

独立行政法人 国立成育医療研究センター 臨床検査部 高度・先進検査室